

## 『障がい児保育』補正票

- 障害者自立支援法の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）にともない、児童福祉法も以下のように改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）されました。\*下線は改正箇所

1. 発達障害児が障害児の範囲に含まれることを法律上、明示した。(p.6, 168 該当)  
この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）をいう。(児童福祉法第 4 条第 2 項)

2. 障害種別ごとに分かれていた障害児施設を、通所による支援、入所による支援にそれぞれ一元化した。(p.3, 6, 31, 35, 168, 169 該当)  
この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。(児童福祉法第 7 条)

\*条文は平成 27 年 12 月 1 日現在

3. 学齢期を対象とした「放課後等デイサービス」を創設し、放課後支援の充実を図る。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう「保育所等訪問支援」を創設した。(p.35, 143, 168, 169 該当)

4. 通所サービス・入所サービスの利用者負担が変更された。(p.40, 169 該当)

①月ごとの利用者負担に上限がある

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じない。

②医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免がある

地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行う。所得要件はない。

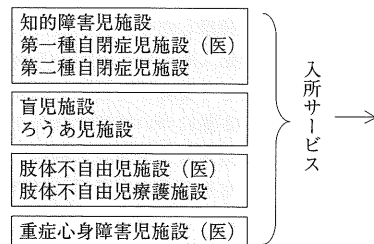
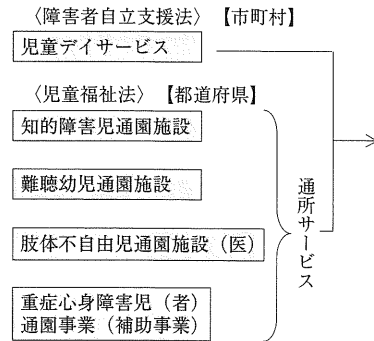
③福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費の減免がある

地域で子どもを養育する費用と同様の負担となるように補足給付が行われる。所得要件はない。

④障害児通所支援を利用する場合、食費の負担が軽減される

障害児通所支援については、低所得世帯と一般 1 の世帯は食費の負担が軽減される。

5. 18歳以上の障害児施設入所者に対し、自立支援法に基づく障害福祉サービスが提供されるよう見直した。なお、現に入所している者が退所させられないよう配慮される。



6. 通所サービスの実施主体を市町村に変更し、障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能になった。

資料：厚生労働省「障害者自立支援法のサービス利用について平成24年4月版」  
([http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/b\\_shien/pamphlet.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/b_shien/pamphlet.html))

〈児童福祉法〉 【市町村】	
障害児通所支援	<b>児童発達支援</b> 障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。 （第6条の2の2第2項）
	<b>医療型児童発達支援</b> 上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。 （第6条の2の2第3項）
	<b>放課後等デイサービス</b> 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。 （第6条の2の2第4項）
	<b>保育所等訪問支援</b> 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。 （第6条の2の2第5項）
	<b>福祉型児童発達支援センター</b> 障害児を日々保護者の下から通わせ、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設とする。 （第42条1）
<b>医療型児童発達支援センター</b> 障害児を日々保護者の下から通わせ、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練および治療を行うことを目的とする施設とする。 （第42条2）	

〈児童福祉法〉 【都道府県】	
障害児入所支援	<b>障害児入所施設</b> に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。 （第7条第2項）
障害児施設	<b>福祉型障害児入所施設</b> 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設とする。 （第42条1）
	<b>医療型障害児入所施設</b> 障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行うことを目的とする施設とする。 （第42条2）

\* 条文は平成27年12月1日現在

図1 障害児施設・事業の一元化

資料：厚生労働省「児童福祉法の一部改正について」平成24年1月13日をもとに作成

- 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改められ、平成25年4月1日に施行されました。それに伴い、児童福祉法も以下のように改正（平成25年4月1日施行）されました。  
\*下線は改正箇所

1. 障害児の範囲に、難病等が加えられた。(p.6, 168 該当)

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。（児童福祉法第4条第2項）

- 平成26年4月30日、**幼保連携型認定こども園教育・保育要領**（告示）が公示されました。

1. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においては、「障害のある園児の教育及び保育」の項で障がい児保育について以下のように記されている。(p.10, 46 該当)

6 障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。  
（幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2）

2. 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、障がいのある子どもの保育と小学校との連携について以下のように述べられている。(p.149 該当)

10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。

（幼保連携型認定こども園教育・保育要領第3章第2）